# 大規模小売店舗の届出に係る事前協議

法に基づく届出をする場合には、事前に静岡市経済局商工部商業労政課と協議を 行ってください。

次の届出の場合には47ページに掲げる計画概要書の提出をお願いします。計画概要書を提出することにより、事前審査が行われるため、届出後の手続を円滑に進めることができます。届出前にこの協議の期間が必要となりますので、充分に余裕を持って準備をしてください。

- ・法第5条第1項の届出
- ・法第6条第2項の届出
- ・法附則第5条第1項の届出

#### 1 事前協議

この計画概要書による事前協議は「静岡市大規模小売店舗立地法運用要綱」 に基づいて行うもので、以下のとおり手続の円滑化が図られますので御協力を お願いします。

- (1)法に基づく届出書を市が受理すると、その概要を公告し届出書類は縦覧に供します。このため、届出済の内容を変更する場合には、新たに変更届の提出が必要となり、手続終了までの期間が延長されることとなります。
- (2) このような届出後の変更を回避するには、事前に関係機関の助言や指導を受け、他法令等の規制内容との整合を図った上で届出書等を作成することが必要です。このため、届出前に計画概要書による事前協議を行った後に届出書を作成することで、事務手続の手戻りを無くし、届出から開店(変更)までの期間を短縮することができます。
- (3)法第6条第4項ただし書に定める軽微な変更の認定を受けようとする届出者は、計画概要書の提出時に併せて協議をしてください。

#### 〇計画概要書とは

大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項は国が「指針」として定めており、 設置者は届出店舗についてどのような配慮を行うかを明らかにすることが必要 とされています。届出を受理した市は、主としてこの点を審査することとなり ます。

大店立地法施行規則で定められた事項及びその他「指針」に基づく配慮事項の内容をまとめたものが計画概要書の様式です。

#### 2 手続の流れ

(1)計画概要書は47ページの様式により、商業労政課及び関係課の助言・指導を受けて作成してください。

届出条項による記載範囲

届出条項	記載範囲	
第5条第1項(新設)	「計画概要書」様式の全項目	
	「計画概要書」様式のうち当該届出に係る項	
第6条第2項(変更)	目及び変更事項を実施するに当たり、その影	
	響を考慮する必要がある項目	
附則第5条第1項(既存店の	「計画概要書」様式のうち当該届出に係る項	
変更)	目(第5条第1項の届出に準ずる)	

- (2) 提出部数は、内容に応じて市が指示します。
- (3)市は、計画概要書の内容について庁内関係部署(静岡市大規模小売店舗立地 法連絡会)から提出された助言等をとりまとめ、届出者に交付します。
- (4) 市からの助言に対応してどのような修正(追加記載)を行ったかを記載した 書面作成し、提出してください。
- (5) 市からの助言等を踏まえ、内容の修正や書類の追加・差替えを行い、届出書を作成してください(計画概要書の表紙の一部を修正すれば、そのまま届出書類として利用できます。)。

### 3 提出先

静岡市経済局商工部商業労政課

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL: 054-354-2304 FAX: 054-354-2132

### 〇指針の関係課一覧

指針の主な項目	主な関係課	電話番号
駐車場・駐輪場の確保、構造等	市民生活課	054-221-1058
荷さばき施設の整備等	交通政策課	054-221-1059
経路の設定等	道路計画課	054-221-1239
	道路保全課	054-221-1129
	道路整備第1課(葵区)	054-221-1486
	道路整備第2課(駿河区)	054-221-1734
	道路整備第3課(清水区)	0543-54-2012
	県警・交通規制課	054-271-0110
歩行者の通行の利便の確保等	市民生活課	054-221-1058
	交通政策課	054-221-1059
廃棄物減量化及びリサイクルについての	廃棄物政策課	054-221-1264
配慮		
防災対策への協力	防災指導課	054-221-1241
騒音の発生に関する事項	環境保全課	054-221-1359
廃棄物に係る事項等	廃棄物政策課	054-221-1264
	産業廃棄物対策課	054-221-1363
街並みづくり等への配慮	商業労政課	054-354-2304
その他各種公的計画、施策等	都市計画課	054-221-1406
	開発指導課	054-221-1118

## 〇その他、大型店の開発、建築等に関する協議の主な関係課一覧

しての他、八主伯の開光、産末			<b>#</b> ## 0
協議内容	主な関係法令等	関係課	電話番号
「静岡市総合計画・国土利用計	静岡市総合計画	企画調整課	054-221-1020
画」等に係る大規模開発	国土利用計画法		
住居表示に関する事項	住居表示に関する法律	区政課	054-221-1052
交通安全に関する事項		市民生活課	054-221-1058
振動、悪臭等の環境関連法令、	大気汚染防止法、水質	環境保全課	054-221-1359
静岡県生活環境保全条例等に関	污濁防止法、騒音規制	יומן בר יוקן טכי אכי	
する事項	法、振動規制法、悪臭		
/ W + · X	防止法等の環境関連法		
	令、静岡県生活環境の		
	保全等に関する条例、		
	静岡県地下水の採取に		
	関する条例		
処応充物の処理 洛ル博の記		家奔姗迟安	054-221-1264
一般廃棄物の処理、浄化槽の設	静岡市廃棄物の処理及	廃棄物政策	034-221-1204
置に関する事項	び減量に関する条例、	課	
	廃掃法、浄化槽法		254 224 4222
産業廃棄物の処理に関する事項	静岡市廃棄物の処理及	産業廃棄物	054-221-1363
	び減量に関する条例、	対策課	
	廃掃法		
ゴミ置場、収集運搬に関する事		収集業務課	054-221-1365
項			
経済に係る政策の企画及び調整	静岡市産業振興プラン	産業政策課	054-354-2185
に関する事項			
商業、商店街の振興に関する事	静岡市商業振興ビジョ	商業労政課	054-354-2306
項	ン、中心市街地活性化		
中心市街地活性化に関すること	基本計画		
都市計画決定に関する事項	都市計画法、景観法、	都市計画課	054-221-1406
都市景観条例、屋外広告物条例	静岡市都市計画マスタ		
に関する事項	ープラン、静岡市都市		
	景観条例、静岡市屋外		
	広告物条例、静岡県地		
	下道等の設置に関する		
	指導要綱		
駐車場、駐輪場に関する事項	駐車場法、静岡市にお	交通政策課	054-221-1059
駐車情報、交通処理、交通アク	ける建築物に附置する		001 221 1000
セスに関する事項	駐車施設に関する条		
これに関する事項	例、静岡市自転車等の		
	財画の日報単等の		
│ │都市計画法(開発許可)、国土法	都市計画法、国土利用	開発指導課	054-221-1118
毎川計画法(開光計刊)、国工法   等に関する事項		加尤旧等环	VV7 ZZI 1110
寺に関りる事項   土地利用事業に関する事項	計画法、静画巾工地利   用事業の適正化に関す		
工地利用尹禾に関りる争項			
建筑	る指導要綱 建築 集	建築指導課	054-221-1259
建築基準法、県建築基準条例、	建築基準法、県建築基準を開いている。	建栄拍导議	054-221-1259
八川アフリー法、中高層建築物	準条例、バリアフリー		
紛争予防条例等に関する事項	法、中高層建築物紛争		
	予防条例		054 004 4445
市街地再開発事業に関する事項		市街地整備	054-221-1410
W 15 14 50 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	ALDE L. ALDE INC.	課	054 604 1111
道路法第32条等の協議、用地帰	道路法、道路構造令	土木管理課	054-221-1442
属等に関する事項			
道路管理者協議、道路構造に関	道路法、道路構造令	道路整備	
する事項、道路法による交差点		第1課	054-221-1486
協議に関する事項		第2課	054-221-1734
		第 3 課	0543-54-2012
		道路保全課	054-221-1129
防災に関すること	防災計画	防災指導課	054-221-1241
通学路等に関する事項		学校教育課	054-354-2518
•			

### 〇事前協議及び大店立地法に基づく手続の流れ

